

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 4 年 3 月 28 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した工事監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 4 年 5 月 13 日

松江市監査委員 三 島 康 夫  
 松江市監査委員 安 來 弘 喜  
 松江市監査委員 石 倉 徳 章

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>1 土木工事</p> <p>(1)設計図書（工事数量総括表）について</p> <p>①笹子港野積場災害復旧工事</p> <p>②橋南地区地区街路樹適正化工事</p> <p>工事数量総括表内のアスファルト塊受入費及びコンクリート塊受入費・木材処分費規格欄に、再資源化施設の名称が記入してあった。</p> <p>再資源化施設の選定は、受任者の任意施工に関わる事柄であるから、工事数量総括表に記入すべきではない。（水産振興課、道路課）</p> <p>(2) 建設リサイクル法について</p> <p>①橋南地区地区街路樹適正化工事</p> <p>根株の処理があるため「建設リサイクル法」の対象工事とされたが、伐採木、伐根材、草は建設資材ではないので、本工事は建設リサイクル法の対象外であった。（道路課）</p> <p>(3) 計画のローリングについて</p> <p>①橋南地区地区街路樹適正化工事</p> <p>「松江市街路樹適正化計画」（平成 31 年 3 月策定 計画期間 15 年）に基づく工事であるが、当該工事対象樹木の生育状況等が当初計画から変化し、施工内容の変更を行った。</p> <p>今後は定期的に生育状況の確認を行い、その状況に合わせて計画の見直しを行われたい。（道路課）</p>	<p>1 土木工事</p> <p>(1)設計図書（工事数量総括表）について</p> <p>①笹子港野積場災害復旧工事</p> <p>②橋南地区地区街路樹適正化工事</p> <p>今後の対象工事については、工事数量総括表に再資源化施設等が記載していない事を担当者、係長、課長によりチェックすることを徹底します。（水産振興課、道路課）</p> <p>(2) 建設リサイクル法について</p> <p>①橋南地区地区街路樹適正化工事</p> <p>今後の対象工事については、伐採木、伐根材、草は建設リサイクル法の対象でないので工事仕様書にその旨が正しく記載しているか担当者、係長、課長によりチェックすることを徹底します。（道路課）</p> <p>(3) 計画のローリングについて</p> <p>①橋南地区地区街路樹適正化工事</p> <p>「松江市街路樹適正化計画」は街路樹の育成状況や生活環境の変化、市民ニーズにより計画を変更する必要があると認識しており、今後は定期的実施計画を見直していきます。（道路課）</p>

## 2 建築工事

### (1) 設計変更に伴う契約変更について

#### ①松江城二ノ丸櫓塀控柱取替工事

契約後の調査により設計変更をし、施工対象の控柱の数及び部位を変更している。

設計変更をする場合は、請負金額増減の有無にかかわらず、書面による変更契約を行われたい。  
(観光施設課)

## 2 建築工事

### (1) 設計変更に伴う契約変更について

#### ①松江城二ノ丸櫓塀控柱取替工事

今後は請負金額増減の有無にかかわらず、仕様が変更された場合には、書面による変更契約を行います。  
(観光施設課)